

平成25年度 発注者支援技術者（土木） 認定及び認定更新について

－発注者支援技術者（土木）認定 及び認定更新の手引き－

●平成25年度は、2回の発注者支援技術者（土木）認定及び認定更新の講習会を実施します。

【第1回講習会 平成25年7月28日（日）】 ※開催済み

講習対象者①：認定更新対象者（H25.9 有効期限が切れる者）

講習対象者②：未認定者又は有効期限が過ぎた者

【第2回講習会 平成26年3月4日（火）】

講習対象者①：認定更新対象者（H26.5 有効期限が切れる者）

講習対象者②：未認定者又は有効期限が過ぎた者

注1）講習対象者①において、日程等の都合により、対象更新講習が受講できない場合は、2回のうちいずれかを選択して申し込みを行うことができます。

注2）未認定者とは、発注者支援技術者（土木）の試験合格者のうちまだ認定を受けていない者。また、有効期間が過ぎた者とは、既に認定を受けているが、認定の有効期限が切れている者を示します。対象者は、上記2回の講習会うちいずれかを選択し申し込みをしてください。

注3）今年度の講習会対象者は、発注者支援技術者（土木）の試験合格者全員対象となりますのでご注意ください。

●申請書受付期間

第1回講習会：平成25年5月31日（金）～平成25年7月1日（月） ※終了

第2回講習会：平成26年1月6日（月）～平成26年2月5日（水）

●次回の講習会について

・次回の認定更新は、平成29年度まで行いません。認定講習会は、平成29年度をもって終了とし、最終有効期限を平成34年度までと致します。

施工体制の確保に関する推進協議会

『発注者支援技術者』認定制度等について

1. 認定制度の試行目的

施工体制の確保に関する推進協議会（以下「推進協議会」という）は、平成17年4月より施行された『公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品質確保法」と言う）』第15条第3項の定めに基づき、中部4県の公共工事の発注者（以下「発注者」という）を支援するため、『公共工事発注者支援業務技術者認定制度』等を創設（任意）し、平成17年10月より試行的に運用を開始しました。

本認定制度は、品質確保法第15条第1項の定め及び公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針第8条に基づき発注者が発注関係事務を適正に実施することができる者を活用しようとする場合の、発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者の選定に資する（選定の一指標とする）こと及び各発注者間の統一的な運用を図ることを目的としています。

本制度は、平成18年10月に土木分野において民間技術者についても資格要件拡充を図り、名称を「発注者支援技術者」と改めました。

※『施工体制の確保に関する推進協議会』

工事現場での適切な施工体制の確保、不良・不適格業者の排除への取り組み等を通じて、公共工事の品質確保や円滑な工事の執行に寄与することを目的として平成12年度に設置。

国土交通省中部地方整備局、中部4県（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）及び3政令市（名古屋市、静岡市、浜松市）で構成。

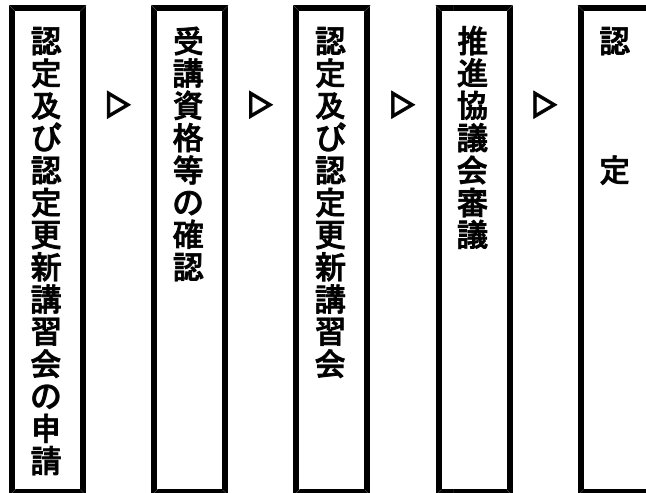
※認定制度における発注関係事務とは下表の業務区分・内容をいう

業務区分	業務内容
設計・積算	・仕様書、設計書の作成補助 ・予定価格の作成（積算）補助 等
技術審査	・入札・契約方法の選定補助 ・契約の相手方決定に係わる評定業務補助 等
監督	・工事の監督補助 ・工事中の施工状況体制の評価補助 等
検査	・中間技術、既済部分、完成時の検査補助 ・施工企業、担当技術者の評価補助 等

2. 発注者支援技術者（土木）の認定手続き

- ・発注者支援技術者（土木）の資格を取得するには、一定の資格要件を満たしている者で、今回実施する『発注者支援技術者認定及び認定更新講習会（以下、認定及び認定更新講習会という）』を受講したもののの中から、推進協議会の認定により取得することができます。

※平成25年度 認定及び認定更新の手続きフロー
【発注者支援技術者（土木）認定】



3. 発注者支援技術者（土木）の種類

発注者支援技術者（土木）には、Ⅰ種及びⅡ種の種別を設けています。Ⅰ種及びⅡ種に認定された発注者支援技術者（土木）は、それぞれ次の発注関係事務を受注した機関が配置する管理技術者になり得るものです。

【発注関係事務の受注機関が管理技術者として配置できる発注者支援技術者資格の種別】

	発注関係事務			
	設計積算	技術審査	監督	検査
発注者支援技術者（土木）Ⅰ種	○	○	○	○
発注者支援技術者（土木）Ⅱ種	○		○	

4. 発注者支援技術者（土木）の資格の有効期間等

発注者支援技術者（土木）の資格の有効期間は、7月講習会又は3月講習会のいずれを受講しても資格認定証の交付を受けた日から平成30年3月31日までです。

ただし、推進協議会が支援技術者として相応しくないと判断した時は技術者認定を取り消す場合があります。

なお、次回の認定及び認定更新講習会は、平成29年度を予定しています。

5. 認定及び認定更新講習会の終了について

認定及び認定更新講習会は、平成 25 年度において 2 回実施し、次回は、平成 29 年度の開催を予定しております。認定講習会は、平成 29 年度をもって終了とし、最終有効期限を平成 34 年度までと致します。

推進協議会では平成 17 年度より始まった本制度について、平成 20 年度まで認定試験を実施し技術者の認定を行いましたが、平成 20 年度には、同程度の民間資格が設立され、民間資格により支援技術者の確保が可能となりました。このため平成 21 年度以降は、技術力の維持向上を目的に更新講習会のみ実施してまいりました。

一方、平成 23 年度から発注者支援業務について、民間参入を図る市場化テストが開始され、全国的に統一した参加要件が内閣府から示されたところです。示された参加要件における技術者の資格についても見直しされました。

このような状況下で、全国の各地方整備局が中心となって実施されていた認定制度は廃止されましたが、中部においては、本資格保有者の技術力の有用性を認識し、最終有効期限を平成 34 年度までとしたものです。

なお、平成 20 年度に創設された全国共通民間認定資格の「公共工事品質確保技術者制度（社団法人 全日本建設技術協会）」について詳しくは、全日本建設技術協会ホームページをご覧ください。

『発注者支援技術者』認定 及び認定更新の手続き等について

平成 25 年度は、2 回の発注者支援技術者（土木）認定及び認定更新の講習会を実施します。

【第 1 回講習会 平成 25 年 7 月 28 日（日）】 ※開催済み

講習対象者①：認定更新対象者（H25.9 有効期限が切れる者）

講習対象者②：未認定者又は有効期限が過ぎた者

【第 2 回講習会 平成 26 年 3 月 4 日（火）】

講習対象者①：認定更新対象者（H26.5 有効期限が切れる者）

講習対象者②：未認定者又は有効期限が過ぎた者

注 1）講習対象者①において、日程等の都合により、対象更新講習が受講できない場合は、2 回のうちいずれかを選択して申し込みを行うことができます。

注 2）未認定者とは、発注者支援技術者（土木）の試験合格者のうちまだ認定を受けていない者。また、有効期間が過ぎた者とは、既に認定を受けているが、認定の有効期限が切れている者を示します。対象者は、上記 2 回の講習会うちいずれかを選択し申し込みをしてください。

注 3）今年度の講習会対象者は、過去の試験合格者全員となりますのでご注意ください。

1. 認定及び認定更新の申し込みの受付について

1) 申請書受付期間

第 1 回講習会：

平成 25 年 5 月 31 日（金）～平成 25 年 7 月 1 日（月）（当日消印有効）※終了

第 2 回講習会：

平成 26 年 1 月 6 日（月）～平成 26 年 2 月 5 日（水）（当日消印有効）

2) 申請書類の提出方法

- ・申請書類は、下記提出先に持参もしくは郵送して下さい。
- ・郵送の場合は、簡易書留で「発注者支援技術者 認定申請書」在中と明記の上、郵送して下さい。

○提出先

中部地方整備局 企画部 技術管理課 発注者支援技術者講習会 担当
〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館
TEL：052-953-8131

3) 提出書類

- ①申請書(別紙1) : 中部地方整備局ホームページにて入手して下さい)
- ②認定証の写し、もしくは過年度の技術者試験の合格証書の写し(1部)
- ③返信用封筒(返信用切手を貼ったもの) 1通
(各自で用意して下さい)

※返信用封筒の表面の宛名欄に、申請者本人に確実に届く住所(郵便番号)、氏名を明記して下さい。

2. 応募書類の審査結果の通知について

- ・受講資格を満たすと認められる方には、1. 3) ③の返信用封筒に、受講番号、会場、講習日、注意事項等を記載した受講票を返送し、連絡とします。受講番号等を確認後、大切に保管し認定及び更新講習会当日に持参してください。
(講習日1週間前までに受講票が届かない、又は紛失した場合は、速やかに認定の申し込みを行った受付先に確認をして下さい。)

3. 認定及び認定更新講習会の受講対象資格

- ・認定及び認定更新講習会は、発注者支援技術者(土木I種・土木II種)試験の合格者。

4. 認定講習会の会場及び受付等

講習会場：ウィルあいち(愛知県女性総合センター)
4階 ウィルホール

〒461-0016 愛知県名古屋市東区上笠杉町1番地

受付時間：13時10分～13時40分

講習会：13時40分～17時00分



※会場付近には駐車場が少ないため、公共交通機関をご利用下さい。

5. その他

1) 認定及び認定更新講習会 注意事項等

①持参するもの

- ・ 受講票
- ・ 写真付き身分証明書（運転免許証等顔写真、生年月日が確認出来るものをご用意下さい）＜本人確認を行うため＞
- ・ 筆記用具

②注意事項

- ・ 受付で本人等確認しますので、受講票を提示し受付を行って下さい。
- ・ 認定及び認定更新講習会講習時は、係員等の指示に従って下さい。

③発注者支援技術者（土木）認定証について

- ・ 発注者支援技術者（土木）認定証は、当日交付します。

☆『発注者支援技術者（土木）』認定に関する情報の確認、本手引き内の中部地方整備局 HPは以下のアドレスです。

中部地方整備局ホームページアドレス

（公共工事の品質確保に関するページ）

【<http://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/index.htm>】

《問い合わせ窓口》

「施工体制の確保に関する推進協議会」事務局

中部地方整備局 企画部 技術管理課

発注者支援技術者講習会 担当

TEL：052-953-8131

メールアドレス：kijun3@cbr.mlit.go.jp

※

「発注者支援技術者（土木）」認定及び認定更新申請書（記入例）

フリガナ 氏名	チュウブ タロウ 中部 太郎 旧姓（ ）	現住所	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 TEL 000-000-0000
生年月日	昭和**年**月**日（平成25年4月1日現在 満**才）		
勤務先	(株) 〇〇コンサルタント	勤務先所在地	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 TEL 000-000-0000
職歴	昭和**年**月	〇〇コンサルタント 入社	
	昭和**年**月	□□センターへ出向（出向期間：昭和〇年〇月～平成〇年〇月）	
	平成**年**月	〇〇コンサルタント 退職	
	平成**年**月	△△コンサルタント 入社	
	平成**年**月	△△コンサルタント〇〇支店〇〇課勤務（現職）	
受講種別	発注者支援技術者（土木I種）	合格年度	H20
合格番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	認定番号	〇〇〇〇〇〇〇〇

注1：※印のある枠内には何も記入しないで下さい。

注2：氏名欄の旧姓は、試験合格時と名前が変わった場合に記載ください。

注3：認定番号欄は認定を受けている方のみ記載

※

「発注者支援技術者（土木）」認定及び認定更新申請書

フリガナ 氏名		現住所	〒
	旧姓（ ）		TEL
生年月日	年 月 日（平成25年4月1日現在 満 才）		
勤務先		勤務先 所在地	〒 TEL
職 歴			
受講種別		合格年度	
合格番号		認定番号	

注1：※印のある枠内には何も記入しないで下さい。

注2：氏名欄の旧姓は、試験合格時と名前が変わった場合に記載ください。

注3：認定番号欄は認定を受けている方のみ記載